

# 現代の日本におけるミルの原理の受容状況

## ——意識調査に基づいて現状と将来を考える

高橋 隆 雄

本稿では、J. S. ミルが『自由論』で主張した原理、大雑把に言えば「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよい」という内容の、いわゆる「ミルの原理」が現代の日本においてどのように受容されているのかをアンケート調査の結果に基づいて考察する。そして、その受容の仕方がはらむ問題を解決するための方策を考えてみることにする。

私は、平成8年度から文部省の科学研究費の助成を受けて「アンケート調査に基づく道徳意識の諸相の研究」というテーマで3年間にわたって高校生と中学生を対象とする意識調査を実施してきた。<sup>(註1)</sup>本稿はこの調査（主として高校生対象のもの）を下敷きにしている。

私は、アンケートやインタビューによる意識調査は、まずそれが適切な質問項目を持ち、そして倫理学上の諸議論を踏まえた上での解析がなされるならば、倫理学的問題の解決に役立つと考えている。また、意識調査は従来の倫理的規範をテストするさいに、あるいは新しい規範を発見するさいにも有用であると私は考えている。この意味で、意識調査は倫理学の一つの方法になる可能性を持っていると思われる。ただし、それが倫理学理論において果たす役割は、倫理の実践を含む諸実践（practices）をどれだけ重視するかによって違ってくる。私は、倫理的規範は実践を拘束するが実践によって支えられてもいると考えているし、倫理的な事柄に関する歴史においては理論や規範よりも実践の方が優位に立ってきたと思うので、倫理的な事柄の基盤に実践を置く立場にある。<sup>(註2)</sup>倫理学理論や規範と実践との関係については既に書いたことがあるので、ここではこれ以上触れないことにする。

理論や規範よりも実践の方が優位に立ってきた歴史をわれわれは持っている。この場合の実践とは広い領域にわたるものであるが、その中心になってきたのは必ずしも倫理的実践ではなかったと思われる。この様な事情は現代にもあてはまるのではないだろうか。生命倫理の問題においては倫理学者の意見を聞く傾向が比較的強いようであるが、自然保護か開発かといった議論では、議論の材料とされるのは自然科学上あるいは社会科学上のデータと現行の法律であり、倫理的原理や理論、価値観等は主観的なものとして脇に追いやられているのが現状である。ここでは議論に決着をつけるのは、政府やマスコミ、また住民運動等の「力」である。

最終的には力関係に委ねなければならない場合が多いとはいえ、私は、倫理的諸問題の解決においてなるべく力の働く領域を小さくしたいと考えている。そうかといって倫理学理論や原理が対立している場合には、いずれかの理論や原理が正しいと信じているだけでは問題の解決に役立たないだろう。そこで私は、人々の持つ道徳感覚（moral sense）や正しさに関する感覚（sense of justice）を議論の材料にできるのではないかと思い、それらを把握するために意識調査が必要であると考えに至ったのである。このように道徳感覚の理解を倫理的諸問題の解決のベースにすることには多くの人が賛同すると思われる。問題は、いかにしてそれを把握するかにかかっている。道徳感覚の理解に関して論ずるのは別の機会に譲り、本稿では、実施した意識調査の結果に基づきながら、近い将来の日本における倫理的に最重要の問題の一つであるミルの原理の受容に関して考察してみよう。

### 第1節 自由な社会の光と影

私は、現在の日本を読みとくキーワードのひとつは「自由」ということであると思う。

意識調査の結果に基づく倫理的思考をする前に、まずプラトンの対話編『国家』で「自由」がどのように論じられているかを見ることにする。<sup>(43)</sup>

『国家』第8巻から第9巻においてプラトンは、独特のしかたで、優秀者支配制、名誉支配制、寡頭制、民主制、僭主制という国政の間の変遷を述べてい

る。私の話と関連するのは寡頭制国家（金持ちが富によって支配する国家）から民主制国家の成立である。それによると、寡頭制国家では「金銭」が至上の価値とされるので金持ちたちはますます富を蓄えようとするため、恨みを抱いた貧困者が世に充満してくる。そして、それへの適切な対策がこうじられないうちに、いつか力関係が逆転して貧困者たちが支配することになり民主制国家が生まれる。

プラトンが描く民主制国家では、人々に平等に「自由」が行きわたり最高の価値とされる。ここでは言論の自由が行きわたっているし、人々は金銭以外のことへの自制を強いられた寡頭制国家とは違って、欲望のままに思いどおりのことをして生活している。政治への参加も不参加も自由だし、徴兵拒否もするし、時には法に逆らうことも平気である。自由を至上の価値とするとすることは、あらゆる欲望の解放につながる。この国は、多種多様な人々がいるという点で「もっとも美しい国制」といえるし、快く、無政府的であり、寛大であり、ささいなことにこだわらぬ精神を持っている。

しかし、こうした生活が本当に快いものであるのははじめのうちだけに過ぎないとプラトンは言う。もっとも善きものである「自由」へのあくなき欲求と他のすべてへの無関心が生じてきがちだからである。ここでは「個人的にも公共的にも賞賛され尊敬されるのは、支配される人々に似たような支配者たち、支配者に似たような被支配者たちだということになる。」そして、このような風潮は社会のすみずみにまで浸透することになる。

「父親は子供に似た人間となるように、また息子たちを恐れるように習慣づけられ、他方、息子は父親に似た人間となり、両親の前に恥じる気持ちも怖れる気持ちも持たなくなる。（中略）次のようなちょっとした状況も見られるようになる。すなわち、このような状態のなかでは、先生は生徒を恐れて御機嫌をとり、生徒は先生を軽蔑し、個人的な養育掛りの者に対しても同様の態度をとる。一般に、若者たちは年長者と対等に振舞って、言葉においても行為においても年長者と張り合い、他方、年長者たちは若者たちに自分を合わせて、面白くない人間だとか権威主義者だとか思われないうちに、若者たちを真似て機

知や冗談でいっぱいの人間となる。（『国家』…邦訳、下巻、219頁）

ここでは価値観が全面的に転換されていくことになる。〈慎み〉は「お人好しの愚かさ」と呼ばれ、〈節制〉の徳は「勇気のなさ」と呼ばれるし、〈程のよさ〉と締めりのある金の使い方は「野暮」とか「自由人らしからぬ賤しさ」とされて批判される。逆に、〈傲慢〉は「育ちのよさ」とされ、〈無統制〉は「自由」と、〈浪費〉は「度量の大きさ」と、そして〈無知〉は「勇敢」と呼ばれることになる。このような環境で育つわけだから、人々はかぎりなく快樂を求め、欲望を解放していくことになる。

こうした状況においては人々は不自由とか束縛ということに敏感になっていて、少しの抑圧にでも腹を立てて我慢ができなくなってしまう。プラトンは、ここから言葉巧みに人々の心をとらえて権力を握る者が登場し僭主独裁制が生じてくるという。この節ではプラトンについて論ずるつもりはないので、上記の考えの解説はしないが、彼の説く民主制国家のあり方と現在の日本の状況との類似は否定しがたいだろう。

プラトンの哲学がいかなるものであろうとも、彼が民主制国家における自由について述べたことの少なくともいくつかは現在でもあてはまる。それは、自由は富と同様に、それが至上の価値とみなされると、それへのあくなき欲求が生じてくること。自由が最高の価値となった社会では、行為や性格への判断が以前と大きく変わり、父親の権威、教師の権威、年長者の権威、等の一切の権威が批判されること。雇用者と被雇用者の差別、男女の差別も批判される。そして、批判される側も批判に対して対抗できず、かえって批判者に迎合すること。また、少しの差別や抑圧にも敏感になること等。

この中には、男女の差別や権威主義的人間関係への批判とか、現在のわれわれから見て好ましいことももちろんあるのだが、自由という価値の持つマイナスの側面も見逃すことはできない。そのようなマイナスの面は現在の日本にかぎらず、自由を最重要な価値としている国々においても現れていると思われる。<sup>(註4)</sup> プラトンの著作が書かれてから2400年近く経過しているが、いまだに当てはまる点が多いということは、自由を至上価値とすることにはある種の論理がつき

まとうことを示唆していないだろうか。つまり、自由を最高の価値とする社会には、上記のようなある一定の特徴が現れるということである。それらが現れるさいの具体的なメカニズムは社会によって異なっている、自由を社会の根本原理とするところでは、われわれから見てプラスとマイナスの両面を持って一定のパターンが現れてくるのである。

以上のような点を踏まえながら、現在の日本の状況を考察していくことにする。日本では現在、平等な自由以外にも富、名誉、家族における愛、友情、健康、平和等が重要な価値と考えられており、それらのために自由が道徳的あるいは政治的に制限される場合もある。しかし、それでも自由という価値は政治においては主導的な価値であり、自由を他の価値に優先させる生き方も人々の間に徐々に浸透しつつあるようである。<sup>(註5)</sup>

それでは、自由という価値は現在どのようなしかたでわれわれの意識の中にはいりつつあるのだろうか。私はこうした動向をとらえるのに、高校生への「ミルの原理」の浸透状況を探ることにした。「ミルの原理」とは、J. S. ミルが『自由論』(On Liberty 1859)において定式化した原理であり、加藤尚武氏のまとめるところでは、「判断能力のある大人なら、自分の生命、身体、財産にかんして、他人に危害を及ぼさない限り、たとえその決定が当人に不利益なことでも自己決定の権限をもつ」という原理である。<sup>(註6)</sup>ここで、ミルの原理についてももう少し説明してみよう。

ミルが『自由論』を執筆した時代のイギリスやアメリカでは、民衆が一部の権力者による専制政治によって自由を抑圧されるという時期は過ぎ、むしろ力を得た一般大衆による少数者への政治的・道徳的干渉や強制こそが、新しく生じているところの自由にかんする問題である、と彼は考えた。

「社会的暴虐は、必ずしも政治的圧制のような極端な刑罰によって支持されはしないけれども、遥かに深く生活の細部にまで浸透し、靈魂そのものを奴隷化する。」(『自由論』塩尻・木村訳、岩波文庫 15頁)

彼はそこで、社会が個人に対して正当に行使しうる権力の本質と限界、つまり「市民的・または社会的自由の問題」をここで論じることになる。そしてミルは、政治や世論が、物理的なしかたでにせよ精神的なしかたでにせよ、個人に対して強制や干渉できるのは、他の成員に害が及ぶ場合にかぎられるという原理を提示する。

簡単にいえば、それは、他人に危害や迷惑をかけないかぎり、人は何をして許されるという原理である。

この原理そのものは、プラトンの描いた民主制国家の原理としても通用するものであるが、ミルの場合もちろんこれは寡頭制国家の墮落形態としての民主制の原理ではなく、多数者支配にともなう抑圧への対抗手段としてあった。つまり、ミルの原理が登場してきた背景には、その当時、宗教的・道徳的に大きな影響力を持った価値観が存在していたということがある。

また、ミルはベンサムの流れをくむ功利主義者であり、彼がはたしてプラトンにおける民主制のように個人の自由を功利から離れた独自の価値と考えていたのかは疑問である。彼の功利主義的立場は首尾一貫していたととらえれば、このように個人の自由にふるまえる領域を確保することで個性の発展がなされ、それがひいては社会全体の発展につながるとミルは考えていたといえるだろう。<sup>(註7)</sup>

もう少しこの原理について述べてみよう。私がここでミルの原理に着目した理由は、まず第1にはこの原理が現在の日本の、とくに若年層に浸透しつつあるからである。実際、それは「援助交際」を擁護する理由としてよく出されるのであるが、大人たちはそれに対して適切な応答をなしえないようである。ミル自身も麻薬と売春について言及していることからわかるように、ミルの原理はもともと「シンナー」や「援助交際」の正当化として受容されやすい側面を持っている。

次の理由は、この原理が欧米において政治や道徳の重要な原理となっている点にある。この原理は、例えば、ポルノや麻薬の販売の是非、売春、同性愛、中絶、安楽死等をめぐる議論において中心的な役割を演じてきた。これらは個人の自由と、その自由が他者や社会におよぼす利害に関係する問題であり、自由を中核とする権利概念のもとで必然的に生じてくるものである。<sup>(註8)</sup> その意味で

は、個人主義的・自由主義的な様相をしだいに帯びつつある日本においても、この原理は浸透する十分な理由を持っているし、その浸透のしかたをチェックしておくことも倫理的に重要な仕事であるといえる。

個人主義的・自由主義的倫理を支えるこの原理の浸透状況を調べることは、自由という価値が今の日本にどの程度、そしていかなるしかたではいり込んでいるかを知るひとつの有力な方法であると思う。そして、それは同時に、近い将来の日本の倫理的状況を予見することにも役立つだろう。

## 第2節 ミルの原理の受容状況

ミルの原理と関連する設問は、私の実施したアンケートでは問23と問31である。ここで、問23と問31を挙げておこう。

問23 あなたの知人がシンナーを吸っていて、あなたに「他人に迷惑をかけるのだから何をしても自由だ」と言ったとします。あなたはその時どうしますか。

- (1) 吸ってはいけないという法律があるのだからそういうことはやめるように言う。
- (2) シンナーは体に害があるからやめるように言う。
- (3) 親とか友人を困らせたり心配させたりすることで、本当は他人に迷惑をかけていると話す。
- (4) その人の言うこともまちがいではないと思う。

問31 中学や高校の女生徒が、おとなの男性と性的関係をもってお金をもらっているというニュースがありますが、このことに対してあなたはどのように思いますか。もっとも強く思うことはつぎのどれですか。

- (1) それは売春であり、道徳や法律に反することであるからするべきでない。
- (2) そういうことをすると、自分があとで傷ついたり損したりするからするべきでない。

（3）他の人に迷惑をかけない範囲ならば何をしてもかまわない。

問23で（4）と回答した生徒と、問31で（3）と回答した生徒は、一応ミルの原理の支持者（あるいは共鳴者）であるとみなせる。もちろん、彼らすべてがシンナー吸引や援助交際に賛成しているとか実際にしていると考えことは誤りである。たとえば、自分はシンナーなど吸いたいと思わないが、人に迷惑をかけなければ吸いたい者は吸っても構わない、という立場の生徒が大勢の中には含まれているからである。

私は、ミルの原理がいくつかの点で過ったしかたで受容されているということを中心とするつもりであるが、その前にまず実際の受容状況を把握する必要がある。

（1）ミルの原理の支持者の割合。

まずミル原理の支持者の男女別の割合を見てみよう。表は省略するが、熊本県内11校と、都立5校での結果からわかることを挙げてみよう。

A) 熊本県内11校では、シンナーと援助交際ともに、男女の比率は、約7対3である。都立5校では、シンナーは約7対3であるが、援助交際では女子の比率が少し高くなっている。いずれにせよ、男女別では、男子の方がミルの原理を支持する傾向にあるといえる。

B) 法律や道徳によってシンナーや援助交際を批判する生徒はもっとも少なく、そのような生徒は女子よりも男子に多い。また、シンナーよりも援助交際のほうが法律や道徳に反すると考えられている。

C) もっとも多い回答は自分に害があるとか傷つくからすべきでないというもので、約6割の生徒がそのように回答している。その中で女子の占める割合は男子よりも高い。

次に、問23（4）の回答者と問31（3）の回答者の関係を見るために、問23と問31のクロス集計表を掲げることにする。



表 4 - 1

		Sheet17					
熊本県内11校		問23	法律	体に害	他人の迷惑	ミル原理	
		全体	1	2	3	4	不明
問31	全体	2049	106	1262	448	181	52
		100.0%	5.2%	61.6%	21.9%	8.8%	2.5%
	道徳・法律	366	46	220	79	17	4
		100.0%	12.6%	60.1%	21.6%	4.6%	1.1%
	自分が傷つく	1311	44	887	303	54	23
		100.0%	3.4%	67.7%	23.1%	4.1%	1.8%
	ミル原理	331	16	135	62	109	9
		100.0%	4.8%	40.8%	18.7%	32.9%	2.7%
	不明	41		20	4	1	16
		100.0%	0.0%	48.8%	9.8%	2.4%	39.0%

表 4 - 2

		Sheet17					
都立 5 校		問23	法律	体に害	他人に迷惑	ミル原理	
		全体	1	2	3	4	不明
問31	全体	1039	39	594	243	127	36
		100.0%	3.8%	57.2%	23.4%	12.2%	3.5%
	道徳・法律	155	15	85	36	15	4
		100.0%	9.7%	54.8%	23.2%	9.7%	2.6%
	自分が傷つく	647	19	409	162	42	15
		100.0%	2.9%	63.2%	25.0%	6.5%	2.3%
	ミル原理	207	5	87	41	67	7
		100.0%	2.4%	42.0%	19.8%	32.4%	3.4%
	不明	30		13	4	3	10
		100.0%	0.0%	43.3%	13.3%	10.0%	33.3%

ここからわかるように、問23（4）の回答者と問31（3）の回答者の間にはずれがある。これにかんして熊本県内11校と都立5校の両方とも同様の傾向を示している。

二つの表によると問23（4）を回答した生徒の50～60%が問31で（3）と回答しているが、その逆の、問31（3）の回答者の3分の1ほどが問23で（4）と回答しているに過ぎない。

これはおそらく問23（3）に「他人への迷惑」ということがふくまれていることから、問31（3）の回答者の一部がそちらへ回答したと推理できる。実際に数値を見ると、問31（3）の回答者の20%近くが問23（3）に回答している。

もうひとつの理由は、ミル原理の支持者たちがシンナーは援助交際よりも自分が傷つく度合いが強いと考えている点にある。それで問31（3）の回答者の約40%が問23で（4）ではなく（2）と回答しているのである。

これら二つの表からミルの原理の支持者の割合を求めてみる。

求め方としては2通り考えられる。つまり、問23（4）かつ問31（3）の回

答者（つまり、二つの集合の積）というのと、問23（4）か問31（3）のいずれかに回答した者（二つの集合の和）という2通りである。私は、問23（3）もミルの原理と関係していることを考慮して、後者の求め方を採用したいと思う。

すると、熊本県内11校ではその総数は、 $181+331-109=403$ 名であり、全体の19.7%である。都立5校では、 $127+207-67=267$ 名、25.7%である。

この数字は一応の目安であるが、ミルの原理の支持者は全体の20~25%くらいであるといえるだろう。熊本と東京という地域の差はこの結果で見るとかぎり5%程度である。ここでは表を掲げられないが、各校ごとに見ていった場合でも、総じて都立高校の方がミル原理の支持者の割合は高いといえる。そして、熊本と東京の両方について、支持者の割合は偏差値から見た高校の学力レベルとは殆ど関係がないという結果も出ている。<sup>(註9)</sup>

(2) 支持者の示すネガティブな傾向。

ここでは、ミルの原理の支持者たちが他者や社会との関係において示すネガティブな傾向をデータから読みとってみる。すべての項目との関係を述べることはとうていできないので、問4（ゴミや空き缶のポイ捨てについて）、問6（環境問題への関心）、問8（ボランティアへの関心）、問10（いじめについて）との関係に限定してみる。

表としては問4と問8、問10にかんするものを挙げることにする。上では「ミルの原理の支持者」を算定したが、ここでは、「道徳・法律派」、「自分が傷つく派」、「ミルの原理派」それぞれの傾向を知るためもあり、問31とのクロス集計をしてみる。

表 4 - 3

表 4 - 4

Sheet18						Sheet17							
熊本県内11校						都立5校							
(ポイ捨て)						問4							
問4						全体							
全体						1							
2						3							
3						不明							
問31	全体	2049	261	961	826	1	問31	全体	1039	217	450	368	4
(援助交際)		100.0%	12.7%	46.9%	40.3%	0.0%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
道徳・法律派	1	366	32	170	164	0.0%	1	155	24	70	61	4	
		100.0%	8.7%	46.4%	44.8%	0.0%		14.9%	11.1%	15.6%	16.6%	0.0%	
自分が傷つく派	2	1311	134	618	558	1	2	647	112	284	249	2	
		100.0%	10.2%	47.1%	42.6%	0.1%		62.3%	51.6%	63.1%	67.7%	50.0%	
ミルの原理派	3	331	91	154	86		3	207	77	85	45		
		100.0%	27.5%	46.5%	26.0%	0.0%		19.9%	35.5%	18.9%	12.2%	0.0%	
不明		41	4	19	18			30	4	11	13	2	
		100.0%	9.8%	46.3%	43.9%	0.0%	不明	2.9%	1.8%	2.4%	3.5%	50.0%	

(表 4-5)

(ボランティアへの関心)

		問8	とても ある	ある	あまり ない	ない	不明
問31 全体		全体	1	2	3	4	不明
( + )		2049	760	634	445	199	11
		100.0%	37.1%	30.9%	21.7%	9.7%	0.5%
1		366	152	110	79	24	1
		100.0%	41.5%	30.1%	21.6%	6.8%	0.3%
2		1311	509	441	260	97	4
		100.0%	38.8%	33.6%	19.8%	7.4%	0.3%
3		331	84	73	98	73	3
		100.0%	25.4%	22.1%	29.6%	22.1%	0.9%
不明		41	15	10	8	5	3
		100.0%	36.6%	24.4%	19.5%	12.2%	7.3%

(表 4-6)

		問8	1	2	3	4	不明
問31 全体		全体	1039	387	328	220	97
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1		155	66	49	34	5	1
		14.9%	17.1%	14.9%	15.5%	5.2%	14.3%
2		647	252	225	123	44	3
		62.3%	65.1%	68.6%	55.9%	45.4%	42.9%
3		207	57	48	57	45	
		19.9%	14.7%	14.6%	25.9%	46.4%	0.0%
不明		30	12	6	6	3	3
		2.9%	3.1%	1.8%	2.7%	3.1%	42.9%

(表 4-7)

(いじめ)

		問10	中心になっ ていじめた	いじめに 加担した	傍観した	いじめを 制止した	不明
問31 全体		全体	1	2	3	4	不明
( + )		2049	82	623	1023	252	69
		100.0%	4.0%	30.4%	49.9%	12.3%	3.4%
1		366	14	92	198	58	6
		100.0%	3.8%	25.1%	53.6%	15.8%	1.6%
2		1311	35	411	664	161	40
		100.0%	2.7%	31.4%	50.6%	12.3%	3.1%
3		331	31	108	145	33	14
		100.0%	9.4%	32.6%	43.8%	10.0%	4.2%
不明		41	2	12	18	9	
		100.0%	4.9%	29.3%	43.9%	0.0%	22.0%

(表 4-8)

		問10	1	2	3	4	不明
問31 全体		全体	1039	55	303	461	171
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1		155	9	41	66	36	3
		14.9%	16.4%	13.5%	14.3%	21.1%	6.1%
2		647	28	178	311	104	26
		62.3%	50.9%	58.7%	67.5%	60.8%	53.1%
3		207	18	78	72	26	13
		19.9%	32.7%	25.7%	15.6%	15.2%	26.5%
不明		30	6	12	5	7	
		2.9%	0.0%	2.0%	2.6%	2.9%	14.3%

これらの表と、ここでは掲げていないが偏相関係数を参考にすると、ミル原理の支持者には、まずゴミのポイ捨て派が多い傾向にあることが見てとれる。「他人に迷惑をかけなければ何をしても自由だ」ということは、「他人に迷惑をかけることをしてはいけない」ということでもあるのだが、支持者の一部ではどうやら「他人への迷惑・害」よりも「自由」の方に重点が置かれているようである。

これは、問10（いじめ）との関係からも言えることである。つまり、支持者はいじめを中心になってする傾向が支持者以外よりも強いのである。いじめという明らかに他人への迷惑・害をもたらす行為をするということは、「他人に迷惑をかけなければ何をしても自由だ」という原理がかなりご都合主義的に受容されていることを示している。すなわち、少なくとも原理支持者の一部においては、ミルの原理はシンナーや援助交際に対する正当化の原理として用いられるが、自分の行動を律するような基本原理としては機能していないといえる。

問8（ボランティアへの関心）については、ミルの原理の支持者はそれ以外の生徒よりも関心が低い傾向にあるといえる。また、ここでは表を省略したが、問6についても、ミルの原理の支持者であることと、環境問題への関心が低いこととは相関している。

このように見てくると、「他人に迷惑をかけなければ何をしても自由だ」という原理を支持する生徒は、そうでない生徒と比べて他人に迷惑をかける傾向が強いし、環境問題やボランティアへの関心も低い傾向にあるということができるだろう。すなわち、現在の日本においてミルの原理は、自分がよければよいという自己中心主義的な人々によって受容される傾向にあるといえるのである。ただし、これはあくまでも「傾向」なのであって、自己中心主義的でない生徒による受容も決して無視できないことは言うまでもない。

そのことについてはすぐ後で触れるとして、ここではミルの原理と環境問題やボランティアへの関心との関係を考えてみよう。というのは、ミルの原理自体からはそうした関心については何も引き出されないように思われるからである。たしかに両者はおのおのを別個にそれ自体としてみれば関係がないように思われるのであるが、ミル自身においては前者を後者が支えている関係と考えられていた。

ミルは、個人が私的な領域での自由な生活を楽しむだけではなく、人々が公共的動機から行動する習慣を身につけることの重要性も指摘している。そこで、陪審制度、自由な民衆による地方自治制度や、会社組織、ボランティア団体の活動の重要性が述べられる。

「これらの諸制度は、実に、公民としての特殊な訓練を与えるものであり、自由な国民の政治教育の実際的な部分をなすものであって、彼らを個人的および家族的利己心の狭い世界から抜け出させ、また彼らを、共同の利益を理解し共同の事務を処理することに慣れさせるものなのである。（中略）このような習慣と能力がなければ、自由な憲法は運用されることも維持されることもない。」（『自由論』219頁）

つまり彼は、個人の自由な領域を確保しようとしたが、個人が私的な世界にとどまることは本来の自由な社会の姿ではないと考えている。それは、彼に言わせれば、エリート官僚に多くの大衆が従うという社会であり、そこには自由な国民が存在するとは言えない。また、「人間は、相互の助力によってこそ、より善きものより悪しきものとを区別することができ、また相互の激励によってこそ、より善きものを選んでより悪しきものを避けることができるのである（『自由論』153頁）」と述べているように、本来の自由な行為のためには人間相互の間の活発な交流が不可欠であると考えていた。<sup>(註10)</sup>それゆえ、他人に危害を加えるのでない限り政府や世論は個人の生き方に干渉や強制できないとミルは述べつつも、当事者のことを思って忠告や説得することは全く自由なのである。

ところが、先進国のほとんどにおいて近年ますますミルが憂慮したような事態が進行中である。すなわち、これは個人主義的自由主義というものにつきまとう本質的な問題なのである。こうした中で、ミルの原理は日本においてもしだいに市民権を得てきつつあり、しかも私的な領域に閉じこもってしまう傾向から受容されているという側面もある。私はミルの考えに全面的に賛成はしていないが、その原理の受容が時代の「勢い」（丸山真男のいう意味での）でありこれからも受容の度合いが高まっていくのであるならば、少なくともかれの当初の意図を忘れた「原理のひとり歩き」を是正しておく必要があるだろう。

ここで、相関係数からは見てとれないにもかかわらず、ある興味深い傾向が原理の支持者にあることを指摘しておきたい。一般に彼らは社会的なことへの関心が平均よりも低いのであるが、問17でのテレビのニュースや新聞の政治・社会欄をどれだけ見るかという設問に対して、よく見ていると回答した生徒が多いという傾向がある。たとえば熊本県内11校では、ミル原理支持者403名のうち58名がよく見ていると答えている。これは14.4%にあたり、11校の生徒全体の中での「ニュースや新聞をよく見ている」という生徒の比率（11.6%）から見ても高い比率である。ただし、ニュースや政治に関心が無いという生徒も多く（32.5%、11校全体では23.8%）、原理の支持者はこの点にかんしては、

関心が高いと低いとに分離しているといえる。このような事態をこれからは「スプリット」していると呼ぶことにする。こうした事態においては相関係数は低く、とかく見落とされがちである。

さて、ミル原理支持者でしかもニュースや政治に関心を持つ生徒はどのような生徒なのか少々気になるので、彼らだけを集めて解析してみた。たとえば彼らがどれだけボランティアに関心を持っているかを調べてみたところ、熊本県内11校でも都立5校でも関心の高い生徒と低い生徒にスプリットしているという結果が出た。そして関心が高い生徒の比率もそれほど高いわけではなかった。

このことから言えることは、ミル原理支持者は社会に積極的に参加しようという意識は比較的低い傾向にあるが、社会の動向への関心は高い傾向にあるということである。もうひとつ言えるとすれば、彼らのある部分はミルの原理をテレビや新聞から学んだであろうということである。もちろん仲間を通じてそれを知った生徒も大勢いるだろうが、ともかく支持者たちは、自分たちの考えや行動を正当化したり説明するのにふさわしい言葉として「他人に迷惑をかけるのならば何をしても自由だ」を見つけたのであろう。そして、その言葉は一種の魔力をもっているかのように今の大人たちを慌てさせている。

### （3）ポジティブな支持者

ミル原理の支持者がすべて上のような傾向を示しているのならば、日本の将来は暗いと私には思われるのであるが、幸いなことにポジティブな傾向を示す支持者もかなりの数いるのである。それがどのくらいであるのかを調べてみよう。この算出の仕方は種々ありうるが、私は以下のような方法で試算してみた。

（A）まず、支持者の数として算出したのは熊本県内11校で403名であった。都立5校では267名であった。この中から、あきらかに他人への迷惑となることをしている、あるいはしたことがある生徒を除いてみる。具体的には、問4でポイ捨てをよくする生徒、問10で中心になっていじめをした生徒が対象となる。この中には以前はいじめをしたが今はしていない生徒も多いと思われるが、計算を簡単にするために、それらも含めてすべてを一律に扱うことにする。

すると、11校では、403名から272名へ減ってしまう。ここで支持者の約3分

の1が除かれることになる。5校では、267名から165名になり、やはり約3分の1が除かれる。

(B) つぎに、社会的な事からへの関心が低い生徒を除くことにする。ここでも計算方法は多くあるだろうが、私としては、問6（環境問題への関心）、問8（ボランティアへの関心）、問19（アジア・アフリカ諸国の困窮への関心）を考察対象に選んでみた。そして、それらのひとつでも「ほとんど関心がない」と答えた生徒を除去することにした。その結果、11校で残ったのは215名で、支持者の53.3%であった。5校では、127名であり支持者の47.6%であった。このような引き算の結果として残った生徒を、ここでは「ポジティブ」な支持者と呼んでみる。（なお、ポジティブな支持者の男女比は、支持者の男女比とほとんど変わらない。）この（B）段階では、11校で57名、5校で38名が除かれるにすぎないのは、ここで対象となる生徒の多くがすでに除かれた3分の1の中に含まれているからである。

図4-1（熊本県内11校）

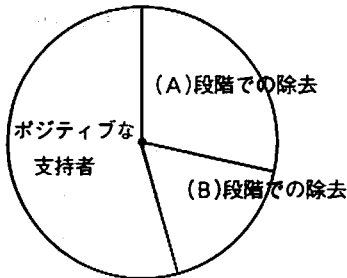
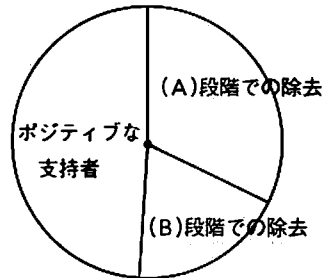


図4-2（都立5校）



上のことから言えることは、ミルの原理の支持者のほぼ半数はポジティブな支持者であるということである。すなわち、支持者の約半数は、ボイスすてを頻繁にしていないし、ひどいじめの加害者でもなかったし、環境問題、ボランティア、アジア・アフリカの人々への関心もないわけではないのである。問題はこの約半数という数字をどう評価するかである。参考までに11校の全体と5校の全体の中に占めるポジティブな生徒（ミルの原理の支持・不支持にかかわらず）の比率を挙げると11校では75.4%、5校では68.9%である。上記の事がらへの関心は、一般に考えられているよりも、そして当の高校生たちにとって

さえも意外なほどに高いのである。このことは時代の動向として重要なことを示唆していると思われる。われわれが考えている以上に現在の高校生たちは、社会的関心がありポジティブに生きようとしているのである。<sup>(註11)</sup>

なお、ポジティブな支持者が生徒全体の中ではどのくらいいるかという点、11校では10.5%、5校では12.2%である。すなわち、1クラスを40人とすれば、クラスには平均して8～10名のミル原理支持者がいて、そのうちの半分ほどがポジティブな支持者であるということになる。

次に、ネガティブ・ポジティブな支持者の示すその他の傾向をざっと見てみよう。

・友人関係はミルの原理の支持者たちは「あっさり型」が平均よりも多い傾向にあるが、とくにネガティブな支持者にその傾向が強い。

・自分が好きかどうかについては、好きと嫌いにスプリットする傾向があり、この傾向はネガティブな支持者に強い。

・子供のころの愛情については、とくにネガティブな支持者では愛情が少なかったと回答した生徒が平均よりも多い。そして、子供のころの愛情が多ければ、ミルの原理の支持者はネガ・ポジの両方になりうるが、愛情が少ないと、支持者の大半はネガティブになる傾向にある。このことは、生徒の全体では、子供のころの愛情が少なくてもポジティブになる生徒が多くいるのと対照的である。

・外国への関心は、ネガティブな支持者では、関心がない生徒の比率が平均よりも高い。

・家族仲は、ネガティブな支持者では平均よりも悪い。

・男女平等については、ポジティブは平均なみであるが、ネガティブでは男女



の区別の主張が平均よりもかなり多い。ミルの原理の支持者は必ずしも「平等」を重視してはいないようである。

・日常生活における感動をほとんど感じないという生徒が、ネガティブな支持者たちにおいては平均よりもかなり高い比率で存在している。このことは、動植物がきらいである生徒についても当てはまる。

・生命倫理的問題についての知識はネガ・ポジ両者とも高い傾向にある。ただし、生命倫理的問題への関心は両者ともに平均程度である。

・ボランティア活動やいわゆる3K（きつい、汚い、危険）の職業についての評価は、ネガティブな支持者では低い傾向にあるが、ポジティブでは平均とあまり変わりがない。

・行動するさいに他人の意見をどれだけ聞くかについては、人の意見をほとんど聞かないという生徒の比率は、ネガティブな支持者では平均よりもかなり高い。

以上の結果を見てくると、私が導入したネガティブ・ポジティブの違いはミル原理の支持者の中での区別としてかなり有効であることがわかる。そして、一般的に、ミルの原理の支持者たちは生徒の平均とはいくぶん異なった傾向を示すが、その傾向はネガティブな支持者において顕著であり、ポジティブな支持者はより平均に近いということがいえる。

### 第3節 ミルの原理の受容の問題点

前節ではミルの原理の受容状況をデータにもとづいて述べてみた。それによると原理の受容者・支持者は全体の生徒の20～25%くらいであり、受容のしかたもご都合主義的で自己中心主義的なものが目立つが、ポジティブな支持者も半数くらいいることがわかった。これを受けて本節では、前節においても触れ

ていた原理受容の問題点を整理しさらに掘り下げてみようと思う。

問題点は大きく分けると4つある。

(1) 原理が原理として機能しないような受容のしかたがあること。

前節において原理の支持者におけるネガティブな傾向を述べたさいに、問4（ポイ捨て）、問10（いじめ）にかんして、原理の支持者はゴミのポイ捨てをよくする傾向があること、また中心になっていじめをした生徒が多いことを記しておいた。ここから言えることは、このような生徒は一方でミルの原理を主張していながら、他方ではそれに反する行動をしているということである。つまり、「他人に迷惑や危害を加えなければ何をしても自由だ」ということが「他人に迷惑や危害を加えることをしてはいけない」ということを意味として含んでいること（両者は同じ意味というわけではないが）を考慮していないのである。これら2つの文の関係は誰にでもわかるはずのものである。それにもかかわらず、このように言動が矛盾している生徒が約3分の1いる。

たしかに、言葉と行動との不一致は誰にでもあることで、たまたま矛盾したからという理由だけで批判してもしかたがないことかもしれない。しかし、ミルの原理の支持者の中に平均よりも多くの割合でポイ捨てを頻繁にしたり中心になっていじめたりする生徒がいることは、その原理が矛盾したしかたで受容される傾向にあることを語っている。すなわち、ある場合にはその原理を引き合いに出して行動を正当化して、他の場合にはその原理を無視した行動をするというように、その原理はご都合主義的に受容される傾向にあるといえる。つまり、ここにあるのはたまたま生じた矛盾ではなく、原理の受容のしかたそのものが持っている問題であるといえる。

ここでは原理は一種の道具として利用されているだけであり、本来の原理として機能していない。このことをはっきりと理解しておくこと、原理のこのような受容や浸透を防ぐのに有効であろう。

ミルの原理はこれから無視しがたい勢いで浸透するだろうと予想される。日本の文化の特徴は個人の自由よりも全体の調和を重んじる集団主義にあるといわれてきたが、近年になって個人の自由や自立・自己決定が重要視されてきつ

つある。ミルの原理の浸透はそのことを語っている。自由を重んじる個人主義が日本のこれまでの慣習的实践と激しく対立せず「軟着陸」するためにも、ミルの原理が本来の原理として機能するように対策を立てておく必要がある。

具体的には、学校や家庭において、「他人に迷惑や危害を加えなければ何をしても自由だ」ということが「他人に迷惑や危害を加えることをしてはいけない」ということをも含意しているという当然のことを繰り返し教えることである。この後者は、道徳・倫理の規範の根本にあるといえるものである。それと同時に「他人」の範囲や「迷惑」「危害」の内容についても考えさせる教育が必要であろう。それらの概念は時代に応じて解釈を与えられていくべきものとしてあるからである。

（２）自分を傷つけてはいけないことがおろそかにされがちであること。

それでは、「他人に迷惑や危害を加えなければ何をしても自由だ」ということが「他人に迷惑や危害を加えることをしてはいけない」ということを含意していることを教えればそれでよいかという、そうではない。そのことは社会生活を送るための最低限の条件であって、よい社会、よい生活にはさらに別の条件が必要になる。

そのひとつが、「自分を傷つけてはいけない」ということである。これは当然の規範であると思えるのだが、ミルの原理によれば、愚かな行為であっても自己決定にもとづくのであれば尊重しなければいけないのであり、自分を傷つける行為も肯定されがちである。たとえばシンナーを吸いながら「これは自分に害があるだけで他人には危害を与えないプライベートな行為だから、他人はこれをやめさせる権利がない」と言う者もいるだろう。

日本の法律では、シンナーや麻薬のたぐいは禁止されている。その禁止は、それらが家族等の他人に害を及ぼすことになりがちであることや、常用者自身の健康を守るため、また健康を回復させるために必要な医療費の削減といったいくつかの理由から正当化されるだろう。ここでは、当然のことであるが、ミルの原理だけでなく別のさまざまな理由が働いているのである。

ミル自身はどのように考えていたかという、彼の原理に従って、社会ある

いは政府はシンナーや麻薬をやめさせる権利がないと言うだろう。しかし、彼は、シンナーにおぼれるような者は自制心がなくプライドのない者であり、皆から不快に思われ疎んじられるだろうとも言う。その意味で、彼らは道徳や政治における制裁ではないが、自然発生的な制裁を受けることになるわけである。また、上述したように、シンナーをやめさせる権利がなくても、周囲の者がやめるように注意したり説得することはもちろん許されている。

ただし、シンナーや麻薬中毒患者が社会に充満するようになれば、おそらくミルもこのような態度をとり続けることはできないだろう。彼は功利主義者なのであるから、社会全体に明らかに害を及ぼすような事態は、たとえ自由を多少制限しても、回避されなければならないと主張することだろう。

このようにミルの原理も留保つきのものであると理解できる。それならば、他人への危害がほとんどない場合には、シンナーや麻薬の吸引は無条件に許されるのであろうか。ミルは思慮分別等の「自己配慮の徳」の重要性を主張し、他人との関係にかかわる社会的徳とともに、教育の重要な目標に挙げている。つまり、彼も「愚かな行為」をけっして推奨しているわけではなく、教育を受けた成人が自分で選んだ行為ならばたとえ愚かなことであっても、それを認める方が禁止するよりも社会全体のためになると考えていたのである。そうであれば、自分を傷つけないということも、他人に危害を与えないことと同様に幼児期から教えこまれるべき重要なことといえる。そのような教育があつて初めて、ミルの原理も有効に働くことができるのである。

考察をさらに続けよう。自分を傷つけることはいけないことであるかもしれないが、自分を傷つけても行う価値のあることがあるのではないだろうか。その通りであると思う。だから、人は深夜まで残業したり、健康をかえりみず研究に没頭したり、危険な登山に挑戦するのである。ガンを宣告されても、仕事をしたいために手術しない人が時々報道されるが、このような人たちも価値の追求のためにあえて自分を傷つける道を選んでいるといえるだろう。そのような人々に対してわれわれは、分別がないと非難したりしないだろう。むしろ、そこには彼らなりの分別が働いていると考えるだろう。その意味で、自分を傷

つけてはいけないというのは、絶対的な規範・規則ではない。

自分にとって善きもの・価値を追求する時には、その価値が自分の健康や生命にさえ優越する場合がある。健康や生命も多くの中の一つの価値とみなされうるのである。このように価値を追求する人は、単に自己保存や種や遺伝子の保存をめざす動物とは異なる存在としてある。そのように価値を追求している自己は、たんに生きている自己ではなく、人間としてより善き生をめざして生きている自己である。

そしてこれは尊厳を持って生きている自己へと通じる道でもある。尊厳を持って生きるといっても別に大それたことではなく、後悔のない価値追求の行動をする、自分らしくできるだけ首尾一貫して生きる、分別を持ち一時的な誘惑や衝動で行動しない、家族や友人たちの信頼を裏ぎらない、といったことにおいて現れてくるものである。そこにはまた生きることの充実感も生じてくる。倫理観がどのように変化しても、こうしたことが倫理や法律を根底で支えているといえるだろう。

尊厳を持って生きることのうちには、自己の身体を商品化しないこと、愛を伴ったものとして性をとらえることも含まれるだろう。ここに、いわゆる「援助交際」がもたらす害が示されている。価値の追求のためには自己が傷つくことさえいとわない場合があるのだが、ある価値が本当に追求する値打ちのあるものであると自分ではっきりと納得しないかぎりには、その価値追求によって自己は満たされるところか損なわれてしまうのである。そして、性にかかわる事からは、将来の自分が作る家族における営みや人間関係の中心に位置するもののひとつであるから、自己の尊厳は大きく傷つき将来にも禍根を残すことになる。尊厳を欠いた自己をもって生きることは、どう見ても幸福とはいえない。

私の集めたデータによれば、援助交際に対して60%以上が「自分があとで傷ついたり損をしたりする」という理由で反対している。シンナーの場合には「傷つく自分」は身体的なものを指していると言えるかもしれないが、援助交際での「傷つく自分」とは、身体よりも心、さらにいえば、尊厳ある自己、心身を統合した自己を示唆しているといえないだろうか。「傷つきたくない」ということが希薄な友人関係と結びつきがちであるということも考慮しても、そ

のように言うことができないだろうか。

このようなことを考えながら、これをもっと適切に表現できないものかと思っていたところ、次のような文章に出会った。私が「心身を統合した自己」ということで表わそうとしたことを河合隼雄氏は「たましい」と表現している。

「村上龍との対談で、黒沼克史は「『ひとに迷惑をかけないで援助交際をして、なんでいけないの?』という論理にどうやって対抗するのか。僕は女子高生にありふれた法律やモラルの話をして、もう誰も耳を貸さないだろうと思って……」と言っている。本当にそのとおりだ。割り切って考える限り、彼女たちの論理に誰も負けてしまうだろう。「援助交際」は心にも体にも悪くない。しかし、それはたましいを著しく傷つけるのだ。このことをよほど腹の底まで納得していないと、彼女たちに伝えることは非常に難しい場合が多い。」（河合隼雄「日本人の心のゆくえ」岩波書店 1998年 154頁 傍点は原文による。）

「腹の底まで納得」するとは、自分自身が「心身を統合した自己」ないし「たましい」の重要性を自覚することである。しかし、現在の日本にあって、そのことを腹の底から納得できる人はそれほど多いとは思えない。中・高生の起こす問題への対応における大人の側の右往左往ぶりはそれを示している。ミルの原理の浸透は幕末の黒船の来航に似ているといえるだろう。

### （3）社会における相互交流・相互扶助を軽視しがちであること。

他人に危害や迷惑をかけず、自己にも分別を持って配慮する生きかたならばミルの原理にかなっているといえるだろうか。第2節でも触れたように、その原理が適切に機能するためには、何が善いものであるか、またより善いものであるか、なにが悪いことであるか、またより悪いことであるかを人々が判断できることが必要である。そして、その判断が的はずれにならないためには、人々の間での相互の交流が必要であり、人はプライベートな領域に閉じこもってはいけなないのである。

このような人々の間での活発な交渉が支えとなって、善悪の適切な判断、選

ぶべき価値についての判断、高いレベルの欲求と低劣なレベルの欲求との違いの認識も生じてくる。このようなことを前提にして、自己決定が尊重されるべきものと考えられるわけである。ミルは、人は自分の幸福については誰よりも一番わかっているということを主張するが、これは以上の前提なしには言えないことだろう。

個人主義的傾向が、少なくともここしばらくは高まっていくことが予想されるのであれば、従来の地縁や血縁、会社内や親しい仲間といった人間関係を活発にするとともに、それを越えた人間関係を構築していくことも大切なことである。このような活発に交流する人間関係のないところでは、ミルの原理も不適切なしかたで受容されることだろう。教育もこの点に十分に留意するべきであろう。

以上の（２）と（３）で述べたことは、（１）とは異なりミルの原理そのものが含意することではなかった。むしろ、それらはその原理を補完したり、それが適切に働く場を作る上で不可決のことであった。その原理は、ミル自身も気づいていたように、自己を傷つけないという補完的規範と、人々の相互交流という基盤を必要としているのである<sup>(112)</sup>。その意味で、（２）（３）が提起したのは、原理をただそのまま字句通りに受容することがもたらす問題であり、いいかえれば「原理のひとり歩き」という問題なのである。

（４）成年と未成年の区別が忘れられがちであること。

以上の考察に従えば、シンナーや援助交際にミルの原理でもって答え、しかもポジティブな生徒たちには遇っている点がないのだろうか。彼らの存在は今後の日本を考えていく上で重要視されるべきであると思うが、彼らの考えはやはり間違っている。それはなぜかというと、ミルの原理はそもそも未成年には適用されないものだからである。<sup>(113)</sup>

これでは問23と問31とは誘導尋問のように思えるかもしれないが、アンケートに答えたほとんどの生徒はミルの原理が成人にだけ適用されるものであることを知らなかったと思われる。というのは、マスコミや識者がその原理を引きあいに出すときも、その点に言及することはほとんどないからである。

第1節で加藤尚武氏によるミルの原理の定式を挙げたさいには「判断能力のある大人」という表現が含まれていた。このように、その原理が対象とするのは大人でしかも判断能力がある者にかぎられている。では、未成年者に対してはどうかというと、ミルの考えでは、たとえプライベートな領域にかかわることも外からの強制が認められるのである。未成年者は他人に関係することはもとより、自己にだけ関係することにおいても、ことの善悪を教育されなければならないわけである。

「この所説を、諸々の能力の成熟している人々にだけ適用するつもりであることは、恐らくいう必要はない。われわれは、小児のことを述べているのではなく、また、男女の成年として法律で定めているであろう年齢よりも下にある若い人々のことを述べているのでもない。いまだ他の人々の世話を受ける必要のある状態にある人々は、外からの危害に対して保護されなくてはならないと同様に、彼ら自身の行動に対しても保護されなければならない。」（『自由論』25頁）

大人に対してはミルの原理が適用されるので、愚かなことをして自分を傷つけてしまう大人を強制してその行為をやめさせるわけにはいかない。われわれができるのは、その人や行為に対して嫌悪感を示したり、そのような行為をやめるように忠告したり説得したりすることだけである。それを強制によってやめさせることは結局は社会の発展にとって有害だからである。（また、実際上も大人に善悪について教育することはきわめて困難である。）ミルの考えでは、たとえば自己のことを十分考慮することもボランティア活動の習慣を身につけることも強制できるのは未成年のうちだけなのであるから、教育がしっかりしていないと次に来る社会は大変に住みにくいものになってしまう。しかし、それは大人たち自らがまいた種なのである。

「もしも社会が、その成員の相当な数を、直接でないいろいろな動機についての合理的な考慮から影響されることのできない、単なる子供に作り上げてし



まうならば、社会は、その結果に対して自ら責めを負わなくてはならないのである。」（同書 167 頁）

つまり、今まで述べてきた（1）から（3）までのことはすべて、家庭や学校におけるしつけや教育によって教えこまれなければならない。これではじめてミルの原理も機能することができる。現在の日本においては、以上の点を考慮せずにその原理の言葉だけが浸透しているようであるが、それはその原理の主張者であるミルの本意からはずれるものである。

#### 第4節 いくつかの考察

予定の枚数をすでに過ぎてしまったので、ここからは簡単に幾つかの関連項目について述べておくことにする。

「他人に迷惑をかけないのだから援助交際のどこがいけないのか」という、多くの大人を煙に巻いてしまう魔法を解く鍵は、ミルによれば「それはあなたが未成年だから」ということであった。ここから、さらに二つの問いが生じてくる。ひとつは、どうしてミルの言うことに従わなければいけないのかであり、ふたつめは、では大人の援助交際や麻薬は許されるのか、ということである。

第1の問いは、少し見方を変えれば、大人と子供をなぜ区別するのかということでもある。ここでは詳しく論ずることはできないが、先に引用したプラトンの言葉にもあるように、自由が最高の価値になると、大人と子供、親と子、教師と生徒の区別が否定されてくるとするのは、自由ということの持つ論理のようである。そのような状況においては、ミルの原理が大人に適用されるのならば未成年にも適用されるべきだという考えが生じてくるだろう。

人類の歴史は、人種の間には知的能力の差がないこと、男女の間にもそのような差はないことを長い年月をかけて認めてきたが、一般的に言って、少なくとも判断能力においては大人は子供より勝っているということを前提（あるいは建前）にしないと、現代の道徳、政治や法、教育、家族の枠組みが根本から壊れてしまう。時には並の大人よりも判断能力において勝っている子供がいるだろうし、その逆に子供よりも幼稚な考え方をする大人もいるだろう。そして、

現在は大人と子供との距離が極端に接近している時代であるといえる。しかし、それでも大人と子供は厳然と区別されるべきなのである。ただし、子供が大人になるにはいくつかの段階があるという点も無視してはいけないうらう。それゆえ、ミルの原理に基づく自己決定権も、子供の年齢に応じて徐々に拡大されるべきであり、それに応じた教育や制度が必要とされる。

第2の問い、すなわち大人の援助交際や麻薬は許されることなのか、について考えてみよう。「援助交際」という言葉はもともとはバーやキャバレーのホステスの間で用いられていたといわれる。それはいわゆるパトロンとの関係を表現したものであった。もちろんそのような行為は現在に特有のことではない。そしてそのような行為は身体を商品とするという点で、けっして賞賛されるべきものではない。しかし、中・高生のそれと違って性に多少なりとも愛が伴っていると思われる。<sup>(註14)</sup> また、援助交際する大人の女性は、自分のしていることを一応は客観視することができるらうし、それなりの人生観を持ってそのような行為をしているとみなせる年齢に達しているのである。それが「したたかな生きかた」と評されて多くの人から嫌悪されようとも、熟慮した上での男女の合意にもとづき、他人に危害を加えていないし自分にも致命的な害を与えていない以上、法で禁止することはできないらう。

麻薬についてはどうらうか。ミルの原理によれば、たとえ本人の健康を害することが予測されていても、判断能力のある大人が個人的に麻薬を楽しむことは禁止されるべきでないことになる。しかし、われわれはある国家の中で生活する以上は国家の定めた法に従わなければならない。そして、その法の原理となるのはたんにミルの原理だけではない。それゆえ、ミルの原理にしたがえば許されることでも、法律上は禁止されることもあることになる。もちろん道徳上禁止されることは、法によって禁止されることよりも多い。道徳や倫理の基礎にある原理もミルの原理だけではなく、バターナリズムとか集団主義的なものとさまざまなものがあるからである。そして、当然であるが、法律に違反すれば刑罰を受けることになる。日本では、麻薬を所持しているだけで罪に問われてしまう。

ミルの原理が絶対に正しいのであり、それに反する法律や道徳はすべて間違っ

ていると本当に思っている「確信犯」であれば、投獄されることをいとわずに自らの信念にしたがって麻薬を使用するかもしれない。これは、徴兵拒否のケースと類似していると私は思う。このように言うからといって、私はけっして麻薬の使用を奨励しているわけではない。また、いずれにせよ、そうした確信犯とシンナーを吸う少年とは区別されるべきである。そのような確信犯はごく少数しかいないだろうが、彼らは芸術の領域における「前衛」に当たるといえる。<sup>(註15)</sup>

私の倫理学理論では原理や原則、規則よりも、それらを支えるところの慣習的实践を重視している。ところがミルは一般に慣習に対して批判的な立場をとっている。（慣習と慣習的实践は、この文脈では区別する必要がないだろう。）それで、ここでミルと慣習との関係を述べるとともに、私の立場からどうミルをとらえることができるかについて考えるとともに、現在の日本においてミルの原理を受容するひとつのしかたを示してみたい。

まずミルが慣習を批判する理由について述べてみたい。彼によれば、まず第一に、慣習に従うことで人は自分自身の意見の根拠を知ろうとしなくなる。そして、このように無批判的に慣習の命ずるままに思考したり行動することによって、人間の知的活動が阻害されることになる。

また、慣習的なものやドグマにとらわれずにさまざまな意見が発表され議論されることで人間は真理に近づくことができる。もともと人間は宗教や道徳にかんする真理を確実には知りえないのであるから、ある説が慣習として力もち続けることは誤りである。そして、たとえそれが真理であったとしても、ドグマとして固定されて生きている真理ではなく死せる独断にすぎないだろう。

以上のような考えはたしかに正しい点を含んでいる。しかし、そこから慣習的なもの一般を批判するというのはミルの立場からしても行き過ぎであると思う。

それは次のような理由による。

これまで述べてきたように、ミルの原理はそれ自身独立したものとしてとらえられるべきではなく、それが機能するために必要な基盤とセットになっていると考えるべきである。そのような基盤としては、未成年者への教育と、社会

参加を可能としそれを促すような制度や自分も他人も傷つけないような人々の行動のありかたが挙げられる。人間の生き方として教育される内容は後者のような社会・人間のありかたと合致すべきなので、そのような社会・人間のありかたがもっとも重要となってくる。

ミルの原理によれば、社会的活動に積極的に参加することや自分を傷つけないことは、大人が選択すべきこととして押しつけられてはいけないのであるから、子供のころからすでに教えこまれていることが必要である。そして、それが適切に教えこまれるためには、それがすでに社会において当然のこととして定着していることが望ましい。いいかえれば、それは社会に慣習として定着している、あるいは定着しつつあることを必要としている。教育と慣習との関係は、慣習としてすでに定着していることが持続するように、また必要と思われる慣習が定着するために、教育によって次世代を担う子供たちに教えこまれるという関係なのである。

ただし、自己への配慮や社会参加を勧めるような慣習のもとでは、慣習を破る行動は抑圧されがちであるのも事実である。そうした行動はたんに嫌悪されるだけでなく禁止されることがしばしば起きる。ここにおいてミルの原理が有効となると思われる。一般に、社会において道徳や倫理にかんする強固な慣習が存在するところにおいてその原理は力を発揮するといえるだろう。自己への配慮や社会的参加を勧めるような慣習なしでは、ミルの原理はたんに「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよい」という考えの人々を多数生み出すことだろう。つまり、ミルの原理とある種の慣習とは互いに補いあうことによって、個性の抑圧されない自由な社会でありながら怠惰や自己中心主義がはびこらず、エリート支配も弱い社会を形成することができるというよいだろう。

ミルは教育の重要性については多くの箇所述べているが、そのような教育が適切にできる基盤としての社会的慣習の必要性についてあまり語ろうとしない。これは、彼が生きていた当時は彼から見て強力すぎるような宗教的・道徳的慣習がすでに存在していたからであると思われる。そのような強力な慣習を背景としてはじめて、ミルの原理の意味するところも理解されるだろう。現在の日本のように道徳上の慣習が弱体化しているところでは、ミルの原理の無批

判的な受容はきわめて危険であるといわざるをえない。こうした点は、これまでに多くの人によって指摘されてきたことでもある。例えば、M. クランストンは『自由—哲学的分析』において次のように述べている。

「ミルの見解は、われわれの共感を誘う。だがしかし、世論のうちに存在する一定限度の束縛的な力は、国家の束縛的な力—ただし限定されたものだが—と同様、社会生活の円滑な運転に不可欠ではないかという疑念は、容易には去らぬ。代替可能な束縛を世論が用意するその限度においてしか、社会は国家の束縛を制限し得ぬ、というのは真実でさえあるかも知れぬ。例えば、イングランドにおいて1914年に先立つ約半世紀の間の「自由主義隆盛」の時期は、また、世論がイングランドの歴史において他のいかなる時期よりも恐らくより苛酷でありより強制的である時期でもあった。<sup>(註16)</sup>」

ミルは伝統や慣習を思考や行動の原理とすることを批判したが、それらに無批判的に服従することの弊害を指摘したのであって、あらゆる伝統や慣習が批判されるべきであるとは考えていなかったと思われる。「慣習であるがゆえに従う」ということが誤りであるのと同様に、「いかなる慣習にも従う必要がない」ということも誤りだろう。

私の倫理学理論は、慣習や慣習的实践を重要視するものであった。そのような慣習的实践を中心とする理論とミルの考えは反対のように見えるかもしれないが、私はそうは思わない。というのは、私の理論でも、慣習的实践はつねに倫理的観点から対象化されているべきだからである。慣習につきものの惰性や現実との不調和をチェックすることが必要なのである。ここでも「慣習であるがゆえに従う」という態度は批判されている。

それ以上に、私の考えとミルの原理との接点が存在する。私は、宗教の教義にもとづく倫理学的原理や、古来からの倫理学的原理、そして自由、平等、全体の福祉、公正といった原理も、きわめて普遍的なものに近いといえても絶対的な原理であるとは考えていない。時代に応じてそれらのうちのあるものが重視され、あるものは再解釈されるだろうし、中にはすたれていくものもあり、

また新しい原理が生じるかもしれない。そのような変化はできるだけ時代の状況に応じてスムーズになされることが望ましいが、ミルの原理はそれに役立つと思われる。

ミルの原理が慣習として定着すると（もちろん、他の必要な基盤が整備されることを伴ってであるが）、現在の慣習からはずれるような少数者を社会から排除しないこととなり、慣習的実践の活性化や新旧の交替の円滑化がより容易になるとと思われる。時代の状況に応じてわれわれの実践の総体が変わっていくが、ベストと思われる方向へ変化するためには慣習の惰性化は障害になる。倫理の実践がそのような時代の動きとともにあるダイナミックなものであるために、ミルの原理は役立つことができるのである。

#### 註

（註1）アンケート調査の対象は、主として高校1年生と中学2年生である。高校1年生は、18校で計3600名（熊本市内7校、熊本県内で熊本市外4校、都立高校5校、横浜市内1校、愛媛県内1校）、中学2年生はいずれも熊本県内で7校、1547名がほぼ同じ質問内容のアンケートに回答した。学校の選択についてはできるだけ偏りを避けるようにした。この他に、別の質問内容で高校1年生、高校3年生、大学生にもアンケートを実施したので、この3年間で総計7000名ほどの中・高・大学生にアンケート調査をしたことになる。設問の数は、バージョンによって33問から40問までである。生活環境、行動傾向、意識の幅広い領域にわたって質問を用意し、同系統の質問が連続しないように配慮した。また、1度書いた回答を書き直さないようにとの注意書を付記した。そして質問の多くは、例えばあることへの関心の程度を尋ねるものであり、相関係数の手法が適用できるものにした。

（註2）「道徳と実践」 西日本哲学会編『西日本哲学年報』4号を参照。なお、私は「道徳」と「倫理」とを区別せずに用いることにする。実践（慣習的実践）が道徳や倫理の基盤にあるという私の考えは、“morality”, “ethics” という語の語源にも合っているの、ことさらに両者の相違点を強調する必要がないからである。

（註3）プラトン『国家』 藤沢令夫訳、岩波文庫によった。

（註4）たとえば、ロバート・N・ベラー他『心の習慣——アメリカ個人主義のゆくえ』みすず書房（原著の発行は1985年）、では現代のアメリカにおける、個人の自由・自立を至上価値とする社会の深刻な問題が論じられている。ここではジョン・ロックの個人主義を、個人は社会に先行するという存在論的個人主義とみなし、社会は個人が自らの利益を最大化すべく自発的に契約を結ぶところに出現するとしてアメリカの功利主義的個人主義の源泉とみなす。（これ自体ロックの正確な解釈かどうかは疑わしい。ロックはホッブズとは異なり、すでに自然状態において個人に先立つものとして自然法を考えていたからである。）

長い間、この近代的な個人主義と古典的共和主義（公共善に貢献する活動的な市民によって支えられる政治）、聖書宗教とは共存してきた。いずれも個人の尊厳と自立性を強調しておりはじめのうちは対立点が明らかでなかったが、近代的個人主義がアメリカにおいて主流になるにつれて、近代的個人主義の問題点がしだいに現れてきた。それは、自己充足的個人は、純粋に私的な目的追求のために公的な世界から退却してしまうという点だけでなく、こうした個人は公共的生活ばかりでなく私的生活も果たして支えることができるかという問題である。

（註5）NHK放送文化研究所編『現代日本人の意識構造』日本放送出版協会 1998年での20年間にわたる調査の結果もそのことを示している。なお、現在の時点で、プラトンの描いた民主制国家に一番近いのはアメリカであると思われるが、宗教的な歯止めがきわめて弱いという点で、いずれ日本がそれにもっとも近づく可能性がある。たとえば「援助交際」の出現に世界の各国が驚いたことからわかるように、日本は慣習や道徳の弱体化という点で世界の最先端を歩もうとしているのである。

（註6）加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫 1997年、167頁。加藤氏はこれ以外にも多くの著作や論文でミルの原理を「自由主義の原理」と呼び、現代の倫理学を考えていく上で不可欠のものであると主張している。ただし、「自由主義」には、自由至上主義のように小さな政府に対応するものから、福祉国家のような大きな政府を必要とするものまで多くの形態があるので、本書では「自由主義」よりも「自由主義的個人主義」という表現を用いることにした。イギリス、フランス、ドイツ、アメリカの自由主義の相違については、M.Cranston, *Freedom—A New Analysis*, Longmans Green And Co, LTD, 1953（邦訳 M. クランストン（小松茂夫訳）『自由—哲学的分析』岩波新書。）を参照。

結局、「自由主義」の意味の違いは「自由」の多義性に帰着する。次の論文も自由主義の諸形態を知るのに参考になる。佐々木毅「二十世紀の自由主義思想」（佐々木毅編『自由と自由主義—その政治的諸層』東京大学出版会 1995年。）また、近代の日本と自由主義とのかわりについては次を参照。田中浩『近代日本と自由主義』（岩波書店 1993年。）これによると、近代の日本の思想家の多くがヨーロッパにおける自由主義の歴史を十分に把握していなかったことがわかる。なお、ミルの立場は個人主義と呼んでもおかしくないのであるが、彼自身は「個人主義」を否定的な意味で用いるフランス語の影響を受けて、その言葉を軽蔑的な意味で用いたといわれる。（S. ルークス『個人主義の諸類型』『個人主義と自由主義』平凡社 20頁。）

（註7）この問題はミル解釈における重要な争点である。小泉仰『ミルの世界』（講談社学術文庫、1988年）では、『自由論』でのミルを、自由至上主義者とする解釈と功利主義者とする解釈を挙げて検討し、後者の方に賛同している。

（註8）G.Dworkin(ed.), *Mill's On Liberty—Critical Essays*, Rowman & Littlefield Publishers, INC, 1997 における編者の序文でも19世紀の哲学者であるミルの影響が現代のアメリカにおいてきわめて大きいことへの驚きが述べられている。この編者であるジェラルド・ドゥオーキンは、当人の幸福や安全のためには他からの強制が正当化されるという「バターナリズム」の立場をとっている代表者の一人である。なお、ミルの『自由論』は当時はそれほど評価されておらず、現在の評価とは違ってミルは論理学

と経済学の分野で一流とみなされていた。かれの『自由論』に対する批判の中心は、容易に察しがつくように、ミルが自由を強調しすぎているという点にあった。批判者たちは、当時が以前よりずっと自由を認めていると考えていたが、ミルはしかし、それはたまたま過渡期にあるだけで、いずれ新しい道徳が支配的になり見かけの自由は失われると考えていた。これらについては次の論文を参照。P. Nicholson, "The reception and early reputation of Mill's political thought", in J. Skorupski(ed.), *The Cambridge Companion to Mill*, Cambridge University Press, 1998 また、パターナリズムの手際よいまとめとしては次の論文を参照。中村直美「パターナリズムの概念」(『刑事法学の諸相(上)』有斐閣 1981年)。

(註9) 横浜市と愛媛県の高校の場合は、それぞれ1校だけなので一般的なことは全く述べることができないが、データは熊本県内の高校生に近い傾向を示している。また、中学生の場合は、問23で(4)と回答した生徒は5.1%、問31で(3)と回答したのは12.0%である。本文で述べたのと同様の仕方でもミル原理の支持者の割合を求めると13.7%である。この結果から判断する限りでは、中学生よりも高校生の方に多くのミルの原理支持者がいるといえる。

(註10) ボランティアという活動が個人主義的人間関係を作り上げるだけではない。その逆も言えるのであり、両者はもともと強く結びつく要素を持っている。阪神大震災の被災地での活発なボランティア活動を見て、河合雄氏は日本人の間人関係が変わりつつあることを感じ、次のように述べる。「ボランティアというのは、自分の意志でやってきて何か役立つことをして帰ってゆく人である。そのとき、その場で個人と個人の間人関係をつくる、という個人主義的人間関係をつくるのに慣れていないと、お互いにどうしていいかわからない。」(河合雄『日本人の心のゆくえ』岩波書店 1998年)

(註11) 本稿では取り上げることができなかったが、私が実施した調査の結果の中で極めて興味深いものの一つは、われわれが高校生に対して持っているイメージと実情(私が実施した調査によるデータが示す限りの実情)の間のギャップの大きいことであった。そして、実情との間にあるそのギャップは当の高校生たちが自分たちに対して持っているイメージについてさえ言えるのである。私の調査によれば、50才の私、20才前後の大学生たち、そして当の高校生たちはほとんど同じような仕方でも、高校1年生を理解(正確に言えば誤解)しているのである。これについては多くのことが語れらるだろう。

(註12) カントは『道徳形而上学原論』において、義務の例として、自殺しないこと、約束を守ること、自らの能力の向上に努めること、困難に陥っている人を援助することを挙げている。ミルの原理における他者危害に抵触するのは、このうちの約束を守ることだけといえる。ただし、他の項目もまったく無視されるわけではないのは、それらがミルの原理が適切に機能する基盤をなしているからである。I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* 1785 zweiter Abschnitt, (篠田英雄訳『道徳形而上学原論』岩波文庫 第2章)

(註13) ミルの場合は、成年と未成年との区別は原理の適用において明確であった。しかし、現在の欧米や日本において実際には、成年におけるミル原理が社会において優先されない場合があるように、未成年にもある程度の自己決定権が認められている。但し、未成



年に認められた自己決定権は限定されたものであり、援助交際はもちろんその範囲外にある。

（註14）この点が、いわゆる大人の援助交際と売春との違いであると思う。また、売春は組織化されやすく、それによって多くの人を誘うことになるという点でも大人の援助交際とは異なっている。中・高生の援助交際は売春のように組織的なものになりやすい。すなわち、性の商品化、愛の欠如、判断能力の未発達、組織化されがちなこと、このような点が複合して、中・高生の援助交際が禁止されるべきである倫理的理由をなしていると思われる。なお、ミルは売春自体ではなく組織的な売春に対しては批判的である。（『自由論』198～200頁）。

（註15）法であれ芸術上の規則であれ秩序を乱すという点では、そのような行動は一般的には「悪」の部類に属するといえる。ミルはどのような行動でも他人に危害を与えないのであれば禁止されるべきでない主張することで、自由と悪との両方を引き受けることになる。自由と悪は社会全体を発展させる原動力ともなると彼は考えていたからである。私の主張する倫理学理論は、倫理的原理や規則を固定化せずに、それらが実践によって支えられていることを強調するものである。そして、その理論は旧来の原理や規則を否定する実践に着目するものでもある。この点で、それは自由やいわゆる悪を重視する立場であり、芸術の理論とパラレルなものともなりうるのである。

（註16）M. クランストン前掲書 85頁。訳文を少し変えてある。ここで言われるような「自由主義隆盛」の時期にイギリスへ留学した夏目漱石は「私の個人主義」と題する講演において次のように述べている。ここにはミルの原理が適切なしかたで機能するための基盤がいかなるものであるかが示されている。

「実をいうと私はイギリスを好かないのです。嫌いではあるが事実だから仕方なしに申し上げます。あれほど自由でそうしてあれほど秩序の行き届いた国は恐らく世界中にないでしょう。日本などは到底比較にもなりません。しかし彼らはただ自由なのではありません。自分の自由を愛するとともに他の自由を尊敬するように、小供の時分から社会的教育をちゃんと受けているのです。だから彼らの自由の背後にはきつと義務という観念が伴っています。」（『私の個人主義』講談社学術文庫 147-148頁）